

## 5歳児健診の本格実施について

市では、健康診査（以下、「健診」という）を通じて、子どもの発達・発育の確認や病気の早期発見、適切な支援につなげることを目的に、令和6年度において、モデル事業として市内こども園4園の児童を対象とした5歳児健診を拡充し、令和7年度から5歳児全員を対象に、次のとおり実施する。



### 1 実施主体

大船渡市

### 2 対象

市内に住所を有し、年度内に満5歳になる児童（令和2年度生まれ）

※令和7年4月1日現在 146人

### 3 実施方法

医師、保健師、栄養士の外、心理士や児童の所属するこども園等の保育教諭の協力により、対象児童の成長や発達状況の診察の外、言語を理解する能力や社会性を含めた総合的な評価を行う。

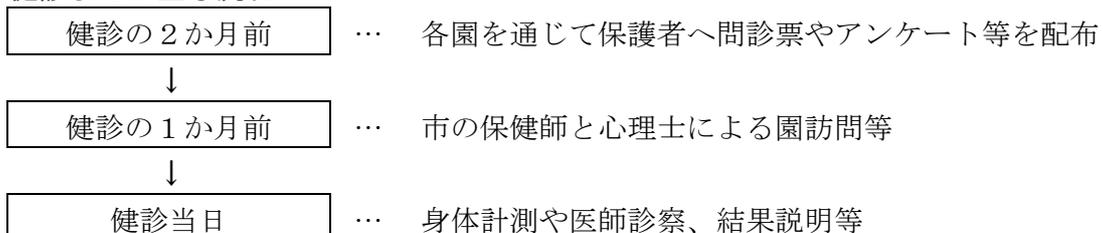
### 4 効果（ねらい）

発達特性が認められる場合には、就学への円滑な適応を見据えて、保健、医療、福祉、教育に携わる各関係機関の協力の下、児童個々の状況に応じた適切かつ早期の支援を行うことにより、全ての児童の健全な成長につなげることができる。

### 5 実施期間等

- (1) 期日 令和7年7月10日（木）から12月18日（木）までの内、全8回  
（児童1人当たり1回健診、日程は園毎に設定、児童は保護者とともに受診）
- (2) 時間 午後2時から午後4時まで
- (3) 健診会場 総合福祉センター 大会議室

### 6 健診までの主な流れ



要二次診察となった場合は、今後の発達支援の検討を含めた保健指導を行い、二次診察の受診勧奨と発達相談の利用、療育支援への参加を紹介する。

## 7 参考

国は、5歳児健診について、3歳児健診から就学時健診までの間に健診の機会がなく、発達の課題が見逃されやすい空白期間が存在しており、就学後に発達障害が明らかになると、早期の支援を受けられずに困難を抱えることが予測されるため、各自治体において実施するよう促している。